

石川県公報

令和2年7月2日(木曜日)

号 外

(第61号)

目 次

規 則		○石川県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (同)	1
○石川県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日 を定める規則 (公園緑地課)	1		

規 則

石川県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和二年七月二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十七号

石川県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

石川県都市公園条例の一部を改正する条例(令和二年石川県条例第二十五号)の施行期日は、令和二年七月十八日とする。

石川県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十八号

石川県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

石川県都市公園条例施行規則(昭和二十九年石川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「並びに河北門二の門」を「河北門二の門並びに鼠多門」に改める。

別表金沢城公園の項を次のように改める。

金沢城公園	菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓及び橋爪門二の門	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後9時まで
	河北門二の門		
	玉泉庵		
	鼠多門		

附 則

この規則は、令和二年七月十八日から施行する。

